

令和3年8月27日

〒742-1401

山口県熊毛郡上関町大字祝島123番地

上関原発を建てさせない祝島島民の会

代表者代表運営委員 清水 敏保 様

〒730-0012

広島市中区上八丁堀7番16-703号

中国電力株式会社代理人 弁護士 末 国 陽 夫

電 話082-224-2711

FAX082-224-2722

(送達場所)

〒753-0048

山口市駅通り二丁目3番18号法曹ビル4階

中国電力株式会社代理人 弁護士 松 村 和 明

電 話083-922-0415

FAX083-922-0490

〒730-0853

広島市中区堺町一丁目5番10-302号

中国電力株式会社代理人 弁護士 井 上 雅 文

電 話082-208-5603

FAX082-208-5604



当職らは中国電力株式会社（以下「当社」といいます。）代理人弁護士です。このうち、末国及び松村は山口地方裁判所平成24年（モ）第36号保全取消請求事件の当社代理人です。この事件は、上関原発を建てさせない祝島島民の会（以下「貴会」といいます。）及び貴会会員らが申立人となって申し立てられたものです。

この事件では平成26年6月11日付けの和解（以下単に「和解」といいます。）が成立していることはご承知のことと思いますが、和解条項第3項のとおり、当社が公有水面埋立法に基づく埋立てに関する工事を再開する前において、当社が工事施行区域の公有水面において地質等の調査やその他水面の管理保全に必要な行為を行うときは、貴会及び貴会会員らが同水面に船舶を進入・係留させる等当社による同水面の使用を妨害する一切の行為をしてはならないとする平成22年1月18日の山口地方裁判所岩国支部の仮処分決定を遵守することとされています。

当社は、令和元年11月、令和2年10月及び本年6月、地質調査を目的とする海上ボーリング調査の実施にあたり、山口県漁業協同組合には調査の目的及び内容を記載したリーフレットを配布して周知するとともに、貴会ら代理人の本田兆司弁護士に対しても調査の目的及び内容を事前連絡し和解条項を遵守するよう申し入れてから準備作業に着手しました。それにもかかわらず、貴会及び貴会会員らは同水面に船舶を進入・係留させるなど和解に反する行為を行い作業の妨げとなったため、当社は予定していた海上ボーリング調査を実施することができませんでした。このことについて、本年8月10日、本田兆司弁護士に対して改めて和解条項の十分な周知を申し入れたところですが、貴会には当社の通知を連絡したが貴会から相談を受けていない旨の回答でしたので、当職らより貴会へ直接本状をお送りすることとしたものです。

つきましては、貴会及び貴会会員らにおかれては、和解の趣旨を改めてご確認いただくとともに、勝手ながら本年9月10日までに、当社が実施する海上ボーリング調査に対し、和解条項の内容を理解し遵守する旨、上記送達場所まで書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本年7月16日、海上ボーリング調査を予定する海域において、貴殿より当社社員へ『「調査場所付近におられる皆様へ」への反論』と題する書面が手渡され、これをみると、当社の作業は損失補償がなされておらず適法ではなく不作為義務が生じない旨記載されていますが、事実誤認に基づくものであり、和解の内容に反します。繰り返しお伝えしているとおおり、漁業補償は、裁判所に適法と判断されている漁業補償契約によりすでに解決済みのものです。和解条項は貴会及び貴会会員ら並びに当社の双方が詳細に確認して合意に至ったものであり、本田兆司弁護士からも貴会及び貴会会員らには和解条項を十分に説明し了解を得て和解に至った旨ご回答をいただいています。漁業補償契約に関する裁判の代理人も本田兆司弁護士ですので、併せて同裁判の内容等についてもご確認されるよう申し添えます。